

第5章 貸付契約の解除

借受人が以下の状況となった場合、貸付契約は解除されます。原則として、貸付けした訓練促進資金は契約解除の通知を受けた翌月から返還となりますので、借受人は届出等必要な手続きを速やかに行ってください。

1. 貸付契約の解除

(1) 契約解除の事由・提出書類

契約解除の事由	提出書類
1. 養成機関在学中に、訓練促進給付金の受給資格を喪失した※9	貸付契約解除届
2. 死亡した	死亡届 医師の死亡診断書
3. 貸付契約の解除を申し出た	貸付契約解除届
4. その他、貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められる	状況に応じて、指定した証明書類

※9 受給資格を喪失したのち、再度受給資格を取得した場合でも、契約解除は取り消されません。

2. 契約解除後の返還または返還猶予・免除の手続き

(1) 返還手続き

貸付契約が解除となった場合、原則として返還となります。「返還の章」をご参照ください。

(2) 返還の履行猶予手続き

契約解除後も養成機関に在学する場合は、卒業まで返還を猶予することができます。「返還猶予の章」をご参照ください。

(3) 貸付金の免除手続き

借受人が死亡した場合や、心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなった場合は、原則返還ですが、状況により返還すべき貸付金の全部または一部免除の申請をすることができます。「返還免除の章」をご参照ください。

3. 書類の提出

- (1) 借受人は貸付契約解除の事由が発生した場合、速やかに必要な届出等を提出してください。
- (2) 横浜市社協は届出に基づき、契約解除を決定し、その旨借受人に通知します。